

平成 2 5 年第 1 回臨時会

上 里 町 議 会 会 議 録

平成 2 5 年 1 月 3 0 日開会
平成 2 5 年 1 月 3 0 日閉会

上 里 町 議 会 事 務 局

平成 2 5 年第 1 回上里町議会臨時会会議録第 1 号

平成 2 5 年 1 月 3 0 日（水曜日）

議事日程 第 1 号及び本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 提出議案の報告について
- 日程第 4 （町長提出議案第 1 号） 上里町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 （町長提出議案第 2 号） 上里町議会政務活動費の交付に関する条例について
- 日程第 6 （議員提出議案第 2 号） 上里町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 （議員提出議案第 3 号） 上里町議会会議規則の一部を改正する規則について

出席議員（１３人）

１番	植原育雄君	２番	山田下博一行君
３番	植井敏夫君	４番	高中橋正美君
５番	納谷克俊君	６番	高中島美晴君
７番	荒井肇君	８番	中新井實子君
９番	小暮敏美君	１０番	新沓澤幸子君
１１番	高橋仁君	１２番	伊藤藤裕君
１３番	根岸晃君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	関根孝道君	副町長	高野正道君
教育長	山下山彰夫君	総務課長	戸矢隆光君

事務局職員出席者

事務局長	横尾邦雄	主査	戸矢信男
------	------	----	------

◎開会・開議

午前 11 時 18 分 開会・開議

- ◇-----
- 議長（高橋正行君） ただいまの出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、平成 25 年第 1 回上里町議会臨時会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。
- ◇-----

◎日程第 1 会議録署名議員の指名について

- 議長（高橋正行君） 日程第 1 会議録署名議員の指名について。
会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、議長において、6 番中島美晴議員、7 番荒井 肇議員、8 番新井 實議員、以上の 3 名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。
- ◇-----

◎日程第 2 会期決定について

- 議長（高橋正行君） 日程第 2 会期決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（高橋正行君） ご異議なしと認めます。
よって、会期は、1 日間と決定いたしました。
- ◇-----

◎日程第 3 提出議案の報告について

- 議長（高橋正行君） 日程第 3 提出議案の報告について。
町長及び議員より議案の送付並びに提出がありましたので、事務局をしてこれら議案の報告をいたさせます。
事務局。

〔事務局朗読〕

-----◇-----

◎日程第 4 町長提出議案第 1 号 上里町課設置条例の一部を改正する条例について

- 議長（高橋正行君） 日程第 4 町長提出議案第 1 号 上里町課設置条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。
提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。
副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

- 副町長（高野正道君） 議案第 1 号上里町課設置条例の一部を改正する条例について、ご提案申し上げました、議案第 1 号上里町課設置条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、人権施策の見直しや福祉・医療・子育て等の業務手続等の利便性向上のため、課の新設や統廃合をしたいので本案を提出するものでございます。

初めに改正内容についてご説明いたします。上里町課設置条例の第 1 条に記載

されている課、総務課・総合政策課・税務課・町民環境課・福祉こども課・健康保険課・まち整備課・産業振興課・下水道課・人権共生課を総務課・総合政策課・税務課・町民福祉課・子育て共生課・健康保険課・高齢者いきいき課・まち整備環境課・産業振興課・下水道課に平成25年4月1日より新ためる一部改正でございます。

次に、概要及び内容につきましてご説明申し上げます。近年、福祉・医療・子育てをはじめとしたさまざまな新たな事業や施策の見直しが行われ、一部の課において事務連携の必要性や事務量が増加する一方で、事業の廃止等で事務量の減少が生じたため、時代にあったきめ細やかな行政サービスの対応を行うため組織の見直しを行いました。

行政組織の見直しにつきましては、1つ目は、人権施策の見直しによる対応。2つ目は、子育て・福祉・医療をはじめとした社会保障制度と窓口業務を1階に配置するための対応。3つ目は、生活環境に関わる担当係の配置を見直しの方針とし、庁内関係課長等をメンバーとした行政組織見直し庁内プロジェクトチームで検討を行いました。

この報告を基に人権共生課については、人権共生係と男女共同参画係で構成されておりましたが、人権施策の見直しなどにより隣保館などの廃止を含め、大きく事業の見直しが行われ、それに伴い事務量が減少することとなります。一方で、さまざまな人権問題など人権啓発の取り組みは引き続き重要であるため、人権共生課は廃止いたしますが、人権共生係と男女共同参画係を一つにして人権男女共同参画係を設け、課の再編の中に組み込むことといたしました。

子育て・医療・福祉部門においては、高齢者関連の事務において、要介護・高齢者手当やひとり暮らしの高齢者の見守り等の事務が2階の福祉こども課で、高齢者虐待防止や介護保険等を1階の健康保険課で現在行っております。今後、ますます高齢者人口の増加が予想されるなど事務内容と利便性を考え、健康保険課から介護関連事業を分離し高齢者関係の事務を行う、高齢者いきいき課を新たに設置することとしたものでございます。

次に、ひとり親家庭等や重度心身障害者医療費の認定・申請を現在は、2階の福祉こども課で行っております。その医療費支給を1階の健康保険課で行っているため、連絡調整に住民や職員が不便をきたしているため1階に移動し、子育て支援と人権男女共同参画事務を合わせて新たに子育て共生課を設置いたします。

また、社会福祉部門を2階から1階に移動することにより、関連する部門が1階に集中することで住民サービスの向上が図られるため、町民係と高齢者関連を除いた社会福祉部門を一つにした町民福祉課を設置いたしますのでございます。

これにより、福祉・医療・子育ての事務手続きが1階で総合的に対応できるようになり、住民の利便性が向上することが目的でございます。

町民環境課の交通安全やごみ廃棄物を担当している生活環境部門については、現在のまち整備課の事務と関連が深いため1階から2階に移し、まち整備環境課として改編を行いました。今回の組織見直しについては、人権共生課の廃止と町民福祉課・子育て共生課・健康保険課・高齢者いきいき課・まち整備環境課の5課を改編したものとなっております。

以上で、上里町課設置条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせて

いただきます。

慎重審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

○議長（高橋正行君） 質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第1号上里町課設置条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

-----◇-----

◎日程第5 町長提出議案第2号 上里町議会政務活動費の交付に関する条例について

○議長（高橋正行君） 日程第5 町長提出議案第2号 上里町議会政務活動費の交付に関する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 議案第2号上里町議会政務活動費の交付に関する条例について、ご提案申し上げました、議案第2号上里町議会政務活動費の交付に関する条例についてご説明をいたします。

初めに提案理由ですが、地方自治法の一部を改正する法律が平成24年9月5日公布され、地方自治法第100条第14項第15項に規定されている、現在の政務調査費が政務活動費に改正され、政務活動費の調査権が同法第100条第16項に追加規定され、これらの改正に伴い、上里町議会政務活動費の交付に関する条例の制定となったものでございます。

次に各条文の説明でございます。第1条は趣旨であります。提案理由で申し上げました政務活動費の交付根拠に関する地方自治法の規定に従い、条例制定の根拠並びに目的となるものでございます。

第2条でございます。政務活動費を充てることができる経費の範囲を規定しています。

現行の政務調査費では、第7条において使途基準として別に定めるとしていた使途基準が規則に委任され定められております。政務活動費においては、地方自治法第100条14項の規定により条例で定める規定となっており、第2条において交付目的及び使途基準を定めております。なお、使途基準の別表については、附則の後に添付されてありますが従来の使途基準よりその範囲が拡大されていま

す。

第3条関係ですが、政務活動費の交付対象を定めており、改正前の第2条の規定と同様な内容となっております。

第4条関係ですが、議員に関わる政務活動費の額の関係ですが、改正前の第3条の交付額の関係と同様な内容ですが、新条例では条例見出しを整理し規定をしています。

第5条関係ですが、政務活動費の交付申請関係の規定であり、改正前の第4条の交付申請に関する部分であります。第1項及び第2項については、改正前と同様な内容であり、第2項の次に新たに1項が追加され3項として申請事項に変更があった場合の変更申請に関する部分が追加されました。

第6条関係ですが、第5条に基づいて申請された交付申請に対する政務活動費の交付決定通知の規定であり、改正前の第5条の内容と同様な規定でございます。

第7条関係ですが、政務活動費の請求及び交付の規定であり改正前の第6条交付請求及び交付方法に関する部分であり、第3項として年の途中で議員の職についたときと離れたときの交付についてが追加されております。

次に第8条関係ですが、収支報告書の提出関係でございます。改正前の第8条の収支報告であり、新条例では、旧第8条第1項及び第2項をまとめ、第1項に規定し旧第3項を第2項として整理をしてあります。様式は、附則の次の使途基準の後に記載してあります。

第9条関係であります。これは今回の自治法の改正によりまして、新たに追加規定された条項になります。自治法第100条第16項に規定する議長による政務活動費の使途に関する透明性の確保の部分であり、必要により議長が調査等を行うことができるものでございます。

第10条関係ですが、政務活動費の返還に関する規定です。改正前の第9条の政務調査費の返還に関する条例で改正前の条例では、町長が返還命令をしておりましたが、新条例では、議員が返還しなければならないように改め、なお書きにおいて町長の返還命令を加えた規定にしたものでございます。

第11条関係ですが、収支報告書の保管及び閲覧に関する規定でございます。改正前の第10条の収支報告書の保存でございますが、新旧とも第1項については、保存期間を定めており同様の内容でございます。新条例では、第2項を追加し政務調査費の情報公開に関する部分が新たに規定されており、これは第9条と同様に改正後の自治法第100条第16項に規定する政務活動費の使途に関する透明性の確保の部分でございます。上里町情報公開条例と同じ規定が追加をされました。

第12条ですが委任関係でございます。改正前の第11条で規則委任していましたが、新条例では、議長が定める旨の規定とし条例施行に関する部分の運用は規定で定めることの委任関係でございます。

次に附則第1項の関係でございますが、新条例の施行期日を定めるもので平成25年3月1日から施行する旨の規定を第1項で定めてあります。

次に附則第2項では、上里町議会政務調査費の交付に関する条例の廃止を定める規定でございます。

次に第3項の経過措置ですが、改正後の上里町議会政務活動費の交付に関する

条例は、附則の第1項では平成25年3月1日から施行するところですが、施行の日以後の最初に交付される政務活動費、すなわち新年度平成25年度になります。新年度から適用し今年度平成24年度は、廃止前の上里町議会政務調査費の交付に関する条例で処理する旨の経過措置を定めた規定でございます。

以上で、議案第2号上里町議会政務活動費の交付に関する条例についての提案理由並びに提案説明とさせていただきます。

慎重審議の上ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

○議長（高橋正行君） 質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第2号上里町議会政務活動費の交付に関する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

—————◇—————

◎日程第6 議員提出議案第2号 上里町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（高橋正行君） 日程第6 議員提出議案第2号 上里町議会委員会条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

5番 納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

○5番（納谷克俊君） 議席番号5番、納谷克俊です。

議員提出議案第2号上里町議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由及び議案の説明をいたします。

初めに提案理由ですが、地方自治法の一部を改正する法律が平成24年9月5日に公布され、地方自治法第109条に関する条文の改正が行われ、同法109条の2及び同法110条についての条文規定が削除廃止されました。削除された部分、議会運営委員会・特別委員会の部分ですが条例で規定するための一部を改正するものであり、地方自治法第112条の規定により本案を提案するものであります。

次に条例の改正について、議案の説明をいたします。

初めに第5条に次の1項を加える関係ですが、地方自治法第110条で規定されておりました、同法第110条特別委員会に関する条文が削除されたため、委員会条例第5条第2項の次に1項を加えるもので第3項として特別委員会の在任

期間を条例に規定するものであります。

次に、第7条の関係であります。地方自治法第109条の常任委員会に関する部分の一部改正により必要な事項を条例により規定するため、委員会条例第7条の全部を改正するものであります。

第7条委員の選任の関係です。第1項では、議員の常任委員会委員になる関係ですが、従前では、地方自治法第109条第2項において規定されておりましたが、その条項削除に伴い条例で規定することになります。

次に第2項関係ですが、改正前の自治法において常任委員会は第109条の規定、議会運営委員会は第109条の2、特別委員会は第110条で選任等がそれぞれ規定されておりましたが、第109条の2、第110条に関する条文が削除され109条に集約されたため、改正後の109条の見直しの変更により常任委員会・議会運営委員会・特別委員会に改正され、選任等について条例委任されたことにより、各委員の選任について条例で規定したものであります。改正後の上里町議会委員会条例では、従前のとおり議長が会議に諮って指名する方法をとりました。

次に第3項関係ですが、こちらも地方自治法の改正により、自治法第109条の2項が削除されるものによる改正で常任委員・議会運営委員の選任時期を条例で規定したものであります。なお、条文中の会期の始めですが、上里町議会の常任委員・議会運営委員の任期は2年であるため、この会期の始めとは議員改選後の初めての委員の選任を行う議会の会期と2年度に改正を行う議会の会期が会期の始めとなります。

次に第4項関係ですが、これは改正前の第7条第1項の規定を第4項として規定したところであります。常任委員の所属変更に関する規定です。

次に第5項は、前項の第4項の規定による常任委員の所属変更を行った場合の常任委員の任期を規定し、第3条に規定する常任委員の任期を引用するものであります。

次に附則の関係であります。この条例改正は平成25年3月1日から施行します。なお、現在の各常任委員及び議会運営委員の選任については、改正前の地方自治法及び改正前の委員会条例の規定により選任されておりますので、この条例の施行に伴う変更はありませんが、施行日以降における特別委員の選任・常任委員会の所属変更は改正後の条例が適用されます。

以上で、議員提出議案第2号上里町議会委員会条例の一部を改正する条例についての提案理由並びに議案の説明といたします。

慎重審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げまして説明を終わります。

○議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

○議長（高橋正行君） 質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議員提出議案第2号上里町議会委員会条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

-----◇-----

◎日程第7 議員提出議案第3号 上里町議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（高橋正行君） 日程第7 議員提出議案第3号 上里町議会会議規則の一部を改正する規則についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

5番 納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

○5番（納谷克俊君） 議席番号5番、納谷克俊です。

ご提案申し上げました、議員提出議案第3号上里町議会会議規則の一部を改正する規則について、提案理由及び議案の説明をいたします。

初めに提案理由ですが、地方自治法の一部を改正する法律が平成24年9月5日に公布され、地方自治法第115条の2修正動議に関する条項が、同法第115条の3に改正されたこと及び地方自治法第109条の2議会運営委員会に関する条文が削除され、同法第109条第3項に規定されたことによる規則の改正を行うものであります。

第16章議員の派遣については、現行の会議規則に追加するもので地方自治法第100条第13項に規定されており、会議規則に追加し必要に応じ、議会議決により議員を他の地方自治体に議案等の調査について派遣する場合の手続きについて規則を追加するものであります。なお、議会の会議規則は地方自治法第120条の規定により、議会は会議規則を設ける規定となっており、議会議決が必要のため本案を提出するものであります。

次に条文改正について説明いたします。

初めに目次の改正で、議員の派遣について第16章に規定をし、現行の第16章を第17章に改め、第122条を第123条に第15章の次に第16章を議員の派遣、第122条を加える目次の改正であります。

次に会議規則第17条第1項修正動議の関係ですが、地方自治法第115条の2修正動議の規定が、同法第115条の3に改正されたことに伴う引用条文の変更になります。

次に第73条所管事務調査の関係ですが、同条第2項では、議会運営委員会の所管事務調査に関する自治法の引用条文で、先ほど提案理由で説明したとおり、自治法第109条の2に関する条文が削除され、同法109条第3項に規定されたことによる改正であります。

先ほどの目次改正により、地方自治法第100条第13項に規定されている議員の派遣について会議規則に追加し、必要に応じ議会議決により議員を他の地方自治体に議案調査等について議員を派遣する場合の手続きを規則に追加したもので

あります。

次に附則の関係であります、この改正規則の公布の日から施行いたします。この部分は、第17条の関係で地方自治法の一部を改正する法律が平成24年9月5日に公布され、すでに施行されており、この改正規則が公布されれば直ちに適用されます。第122条についても公布の日からの施行となります。

次に但し書きに関する部分ですが、地方自治法の一部を改正する法律が平成24年9月5日から公布され、同改正法但し書きに規定されております、自治法109条の2及び同法109条の改正規定は、政令で定める日から規定されていきますので、法律の改正と同じ附則の表記となっています。

以上で、議員提出議案第3号上里町議会会議規則の一部を改正する規則についての提案理由及び議案の説明をいたします。

慎重審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

○議長（高橋正行君） 質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議員提出議案第3号上里町議会会議規則の一部を改正する規則についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

—————◇—————

◎閉 会

○議長（高橋正行君） 以上で本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成25年第1回上里町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

午前11時52分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 会 議 長 高 橋 正 行

議 会 議 員 中 島 美 晴

議 会 議 員 荒 井 肇

議 会 議 員 新 井 實